

別記様式第25号（第52条関係）

【記載例】

その1		※受理 年月日		※交付 年月日	
		※受理 番号		※交付 番号	
無店舗型性風俗特殊営業営業開始届出書					
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の2第1項の規定により届出をします。					
徳島県公安委員会殿					
届出者の氏名又は名称及び住所					
個人の場合は住民票の写し（法人の場合は登記事項証明書）に記載しているとおり記載する。（ビル名等を併記する）（個人の場合は、現に住んでいる住所が前提）・・・【注1】					
氏名又は名称 (ふりがな)		※ ふりがなの記載を忘れないこと。 上記【注1】に同じ。			
住所		〒() 上記【注1】に同じ。 携帯電話番号を併記する。 () 局 番			
本籍・国籍		住民票のとおり記載すること。			
生年月日		年 月 日生			
その法人にあつては、代表者	氏名 (ふりがな)	※ ふりがなの記載を忘れないこと。 上記【注1】に同じ。			
	住所	〒() 上記【注1】に同じ。 携帯電話番号を併記する() 局 番			
	本籍・国籍	住民票のとおり記載すること。			
	生年月日	年 月 日生			
(ふりがな) 広告又は宣伝をする場合に 使用する呼称		1	※ ふりがなの記載を忘れないこと。 ひらがな、カタカナ、英数字（大文字か小文字か）を明確に記載する。		
		2			
		3			
事務所の所在地		〒() 賃貸契約書に記載されている所在地、 ビル名と矛盾がないように。(〇〇ビル3階と記載) () 局 番			
無店舗型性風俗特殊営業の種別		法第2条第7項第 1 号の営業			

その2		【記載例】
客の依頼を受ける方法		一般電話、携帯電話
客の依頼を受けるための 電話番号その他の連絡先		088-0000-0000 090-0000-0000
受付所	所在地	〒() () 局 番
	建物の構造	
	建物内の 受付所の位置	
待機所	所在地	〒() 賃貸契約書に記載されている所在地、ビル名と矛盾がないように。(〇〇ビル3階と記載) () 局 番
	建物内の 待機所の位置	※ 備考9参照
	待機所としての専用状況	※ 備考10参照
営業を開始しようとする年月日		年 月 日

備考

- ※印欄には、記載しないこと。
- 「本籍・国籍」欄には、日本国籍を有する者は本籍を、日本国籍を有しない者は国籍を記載すること。
- 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該営業につき広告又は宣伝をする場合に当該営業を示すものとして使用する呼称（当該呼称が2以上ある場合にあっては、それら全部の呼称）を記載すること。
- 「事務所の所在地」欄には、営業の本拠となる事務所（事務所のない者にあつては、住所）の所在地を記載すること。
- 「客の依頼を受ける方法」欄には、客の依頼を受ける方法をすべて記載すること。
- 「客の依頼を受けるための電話番号その他の連絡先」欄には、客の依頼を受ける方法に応じ、その連絡先となる電話番号、郵便の宛先、振込口座、URL等の事項をすべて記載すること。
- 「建物の構造」欄には、木造家屋にあつては平屋建て又は二階建て等の別を、木造以外の家屋にあつては鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、れんが造又はコンクリートブロック造の別及び階数（地階を含む。）の別を記載すること。
- 「受付所」、「待機所」欄中の「建物内の受付所の位置」及び「建物内の待機所の位置」欄には、受付所又は待機所の位置する階の別及び当該階の全部又は一部の使用の別を記載すること。
- 「待機所」欄中の「待機所としての専用状況」欄には、当該待機所を営業以外の用途で使用しているかどうかについて記載すること。他の用途に使用している場合は、その内容について具体的に記載すること。
- 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

その1		
営 業 の 方 法 (無店舗型性風俗特殊営業)		
氏 名 又 は 名 称		届出書の記載内容と同じ内容を記載する。
広告又は宣伝をする場合に 使 用 す る 呼 称		届出書の記載内容と同じ内容を記載する。
事 務 所 の 所 在 地		届出書の記載内容と同じ内容を記載する。
無店舗型性風俗特殊営業の種別		法第2条第7項第 1 号の営業
広 告 又 は 宣 伝 の 態 様	広告又は宣伝 の 方 法	①する ②しない ① 広告物の表示 (場所：※ 広告制限地域は駄目。) ② 新聞・雑誌 (広告の頻度： 月に1回) ③ インターネット (URL：) ④ 割引券、ビラ等の頒布 (場所：※ 広告制限地域は駄目。) ⑤ その他 () ⑥ 広告又は宣伝はしない
	広告又は宣伝を する とき に 18歳未満の者 の利用禁止を明 らかにする方法	広告物の〇〇部分に「18歳未満お断り」旨を表示する。
日 本 国 籍 を 有 し な い 者 を 従 業 者 と し て 使 用 す る こ と		①する ②しない ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を 従 業 者 と し て 使 用 す る こ と		①する ②しない ①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
役 務 提 供 の 態 様		※ 備考の2（1）参照。

その2（法第2条第7項第1号の営業を営む場合において、受付所を設ける場合）	
営 業 時 間	午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
受付所の入り口における18歳未満の者の立入禁止の表示方法	
酒 類 の 提 供	①する ②しない
	①の場合：提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法
受 付 所 に お い て 他 の 営 業 を 兼 業 す る こ と	①する ②しない
	①の場合：当該兼業する営業の内容

備考

- 1 「広告又は宣伝の方法」欄には、広告又は宣伝を行う予定がある場合、その媒体及び各媒体ごとに必要な事項を記載すること。
- 2 「役務提供の態様」欄には、次の事項を記載すること。
 - (1) 法第2条第7項第1号の営業にあつては、異性の客に接触する役務の種類（身体を洗うか否かの別、マッサージをするか否かの別等）
 - (2) 法第2条第7項第2号の営業にあつては、販売又は貸付けの別、物品の種類（令第4条各号のいずれに該当するか）の別）等
- 3 「提供する酒類の種類、提供の方法及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）及び20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

※ 受付所を設けない場合、「その2」の提出は不要。